

## 令和8年度山形県水産業省コスト化特別支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、物価の高騰や漁獲量の減少に対応した持続可能な水産業の実現に向け、将来にわたって継続的な活動が見込まれる海面漁業者等が生産性の向上と燃油費等のコストの削減を図るために行う事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

### (補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の区分、事業実施主体、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 別表1の区分（2）事務経費に該当する事業については、別表2に掲げる経費に限るものとする。
- 3 水産関係団体等から補助金等の収入がある場合は、当該収入額を補助対象経費から控除する。

### (交付申請)

第3条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
  - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請に当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 新たな事業の実施
  - (3) 補助対象経費の増
  - (4) 事業費の30%を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けよう

とする場合は、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び遂行状況について記載し事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
  - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。

#### （補助事業状況報告）

第5条 規則第12条に基づく補助事業状況報告書は、令和8年11月末日現在の状況を記載した事業実施状況報告書（別記様式第7号）を添付し、同年12月10日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

#### （補助事業実績報告）

第6条 補助事業の実施期限は令和9年2月26日まで、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
  - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
  - (3) 事業実施に伴う証拠書類（帳簿、領収書等）の写し及び事業実施状況写真
- 2 事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、第3条第2項ただし書に該当し、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額等報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別表 1

区分	事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
(1) 補助金	海面漁業者、漁業協同組合、加工業者、養殖業者、その他水産業に携わる者のうち、次のいずれにも該当する者 (1) 県内に住所又は本拠地を有する個人、団体、グループ、法人 (2) 事業を完遂する見込みがあり、将来にわたって継続的な活動が見込まれる者	漁船、加工場、作業場、飼育池、事務所などの水産業関連施設において、省コスト化に資する設備あるいはシステムの導入にかかる経費	補助対象経費の2分の1に相当する額又は300万円のいずれか低い額
(2) 事務経費	山形県漁業協同組合	海面漁業者への支給事務にかかる経費	定額 (226 千円以内)

別表 2

区 分	内 容
労務費	本事業の推進に係る労務費 (事務局員)
報償費	本事業の推進に係る講師謝金
費用弁償	本事業の推進に係る講師旅費
旅費	本事業の推進に係る必要最小限の管内出張旅費 (ガソリン代等)
消耗品費	本事業の推進に係る必要最小限の事務消耗品費 (コピー代等)
役務費	本事業の推進に係る必要最小限の文書通信費
使用料	本事業の推進に係る必要最小限の高速道路使用料及び研修会場使用料
その他	本事業の推進に必要と知事が認めるもの